

平成28年山形村議会第5回臨時会

議事日程（第1号）

平成28年11月29日（火曜日）午前9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成28年11月29日

（1日間）

至 平成28年11月29日

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 5 議案第50号

日程第 6 議案第51号

日程第 7 議案第52号

日程第 8 議案第53号

日程第 9 議案第54号

日程第10 議案第55号

日程第11 閉会中の継続審査の申出について

日程第12 閉会宣告

出席議員（12名）

1番 大池俊子君

2番 上条浩堂君

3番 新居禎三君

5番 小林武司君

6番 籠田利男君

7番 増澤武志君

8番 大月民夫君

9番 西牧一敏君

10番 竹野 入恒夫 君

11番 赤羽 千秋 君

12番 三澤 一男 君

13番 平沢 恒雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百瀬 久 君

副 村 長 中村俊春 君

総務課長 住吉 誠 君

建設水道課長 篠町通憲 君

保健福祉課長 堤 岳志 君

総務課長補佐 中川俊彦 君

総務課長
財政係長 宮越卓也 君

事務局職員出席者

事務局長 百瀬 清 君

書記 神通川直美 君

◎開会宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

これより、平成28年第5回山形村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

傍聴人に申し上げます。議会会議規則によりまして、撮影・録音等を行うことは禁止されております。

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

出席要求者から欠席届が提出されております。根橋教育長は私用のため欠席です。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番・新居禎三議員、5番・小林武司議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る11月28日開催の議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) 異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

◎村長招集あいさつ

○議長(平沢恒雄君) 日程第3、村長より招集のあいさつを願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 皆さん、おはようございます。

本日平成28年第5回議会臨時会が開催されるにあたり、招集のごあいさつを申し上げます。議員の皆様には何かとお忙しい中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

師走になると本当に気忙しくなります。農家の皆様は秋じまいの過渡期であります。このような中、先日24日には早、雪の便りがありました。夏が猛暑でありましただけに、今年の冬の訪れは急激な季節の変わり目を感じています。本当に静かな年末を期待するところであります。

先日、松本山雅FCの新・軌道!! J1への再昇格の夢が消えました。今年はJ1に返り咲くチャンスをもらいましたが、もう一步の応援が足りませんでした。しかし松本山雅FCの目標は継続であります。サポーターの気持ちは11月20日の最終戦でも、プレーオフでも大変燃えました。すばらしい応援であったと思っております。あのような反町監督、選手への信頼に対する応援の熱意は日本一であります。しかし勝てませんでした。これが今年の松本山雅FCの力であったと思います。山形村はホームタウンとして新年度、新たな挑戦に応援をしたいと思っております。ぜひ大勢のサポーターを募り、頑張ってJ1への道を応援をしていくつもりであります。よろしくお願いをしたいと思います。

さて本日の臨時議会ではありますが、上程しご審議いただく議案は6件、条例3件、予算3件であります。

内容は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

について、また、特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例、また、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

予算については、平成28年度山形村一般会計補正予算第4号、平成28年度山形村介護保険特別会計補正予算第3号、平成28年度山形村水道事業会計補正予算第2号の3件を上程いたします。

よろしくご審議のほどお願い申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

説明員の出席要求につきましては、議会事務局から報告させます。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

◎議案第50号～議案第52号

○議長（平沢恒雄君） 日程第5、議案第50号から日程第7、議案第52号までを一括して議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

（事務局書記朗読）

ただいま一括議題としました、議案第50号から議案第52号について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、議案第50号から議案第52号までの給与関係の条例改正3件について、提案説明を申し上げます。

まず、議案第50号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき、一般職に準じて情勢適応の原則に沿って、期末手当を0.1月分引き上げる改正でございます。

なお、平成28年度においては12月支給分に0.1月を引き上げ、平成29年度以降は引き上げ分を6月と12月にそれぞれ0.05月を振り分ける内容となっております。

次に、議案第51号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき一般職に準じ、情勢適応の原則に沿って期末手当を0.1月引き上げるもので、平成28年度においては12月支給分に0.1月を引き上げ、平成29年度以降は引き上げ分を6月と12月にそれぞれ0.05月を振り分ける内容となっております。

次に、議案第52号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

人事院勧告に基づき、情勢適応の原則に沿って改正を行うものであります。

給料月額については、民間給与との格差を埋めるため、俸給表を400円の引き上げを基本に改定し、平均改定率は0.2%であります。

勤勉手当については民間の特別職の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げるもので、平成28年度は12月支給分に0.1月分を引き上げ、平成29年度以降は引き上げ分を6月と12月にそれぞれ0.05月分を振り分ける内容であります。

また、扶養手当の見直しについては、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額の6,500円まで減額し、それにより得られる原資を子に係る手当に配分し手当額を1万円に引き上げるもので、平成29年度から段階的に実施する改正であります。

以上、議案第50号から議案第52号までの給与関係の条例改正3件について、提案説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第53号～議案第55号

○議長（平沢恒雄君） 日程第8、議案第53号から日程第10、議案第55号までを一括して議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

神通川書記。

(事務局書記朗読)

ただいま一括議題としました、議案第53号から議案第55号について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) 議案第53号から議案第55号までの平成28年度の補正予算3件について、提案説明を申し上げます。

まず、議案第53号「平成28年度山形村一般会計補正予算(第4号)」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第4号は、歳入歳出予算の補正をするもので、歳入歳出に1,031万3,000円を追加し、補正後の予算規模は36億4,586万4,000円となっています。

歳入予算では、地方交付税の特別交付税に1,031万3,000円を追加いたしました。

歳出予算では、人事院勧告に基づく給与等条例の改正などに伴う人件費について、議員、常勤の特別職及び一般職の職員の各予算科目の追加計上をいたしました。

次に、議案第54号「平成28年度山形村介護保険特別会計補正予算(第3号)」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計の補正予算第3号は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出に19万6,000円を追加し、総額を7億235万7,000円とするものです。

歳入予算では、繰越金に19万6,000円を追加いたしました。

歳出予算では、人事院勧告に基づく給与等条例の改正に伴う人件費について、一般職の職員の各予算科目に追加計上いたしました。

次に、議案第55号「平成28年度山形村水道事業会計補正予算(第2号)」の提案説明を申し上げます。

水道事業会計の補正予算第2号は、収益的支出に15万5,000円の補正であります。

内容は、人事院勧告に基づく給与等条例の改正に伴う人件費について、一般職の職員の予算科目に追加計上いたしました。

以上、議案第53号から議案第55号までの平成28年度の補正予算3件について提案説明を申し上げます。詳細については、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） ここで、議案審査についてお諮りします。

去る、11月28日開催の議会運営委員会において、今回の議案については、委員会負託を省略し、議会全員協議会を開催して、細部についての補足説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認めます。よって、本日の提出議案は委員会負託を省略し、議会全員協議会において補足説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩いたします。

休憩。

（午前 9時16分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時31分）

○議長（平沢恒雄君） 最初に議案第50号について、質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合でも一括して質問をしてください。答弁はその後に行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対の議員の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 次に、賛成の議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 以上で討論を終結し、これより採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第50号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第51号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合でも一括して質問をしてください。答弁はその後に行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対の議員の発言を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 次に、賛成の議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、これより採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第51号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第52号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合でも一括して質問してください。答弁はその後に行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対の議員の発言を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 次に、賛成の議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、これより採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第52号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第53号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合でも一括して質問をしてください。答弁はその後に行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対の議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 次に、賛成の議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、これより採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第53号「平成28年度山形村一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第54号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合でも一括して質問してください。答弁はその後に行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対の議員の発言を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 次に、賛成の議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、これより採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第54号「平成28年度山形村介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第55号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合でも一括して質問をしてください。答弁はその後に行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対の議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 次に、賛成の議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(平沢恒雄君) 以上で討論を終結し、これより採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第55号「平成28年度山

形村水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（平沢恒雄君） 日程第11、「閉会中の継続審査の申出について」を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定による、閉会中の継続審査・調査の申出書が、お手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査事項については、委員長申し出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） 異議ないものと認め、委員長の申し出のとおり、閉会中もなお継続審査・調査することに決定しました。

◎村長あいさつ

○議長（平沢恒雄君） 以上で、今臨時会の議事日程はすべて終了しました。

ここで村長よりあいさつがあります。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 閉会にあたりまして、ごあいさつ申し上げます。

今臨時会は本日のみでありましたが、ご提案申しあげました条例3件、補正予算3件につきまして提案どおり議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

今議会におきまして、国の人事院勧告を受けて今年度の給与改定に伴う条例改正と補正予算の対応でありますので、ご承認を賜りましたので、速やかに対応をしたいと思います。

さて28年度も師走であります。12月の議会定例会を控えておりますが、季節はますます寒さを増してまいります、議員の皆様には健康に留意され、行政への変わらないご支援とご協力をお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

本日はありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、平成28年第5回山形村議会臨時会を閉会し、散会とします。ご苦労さまでございました。

（午前 9時43分）